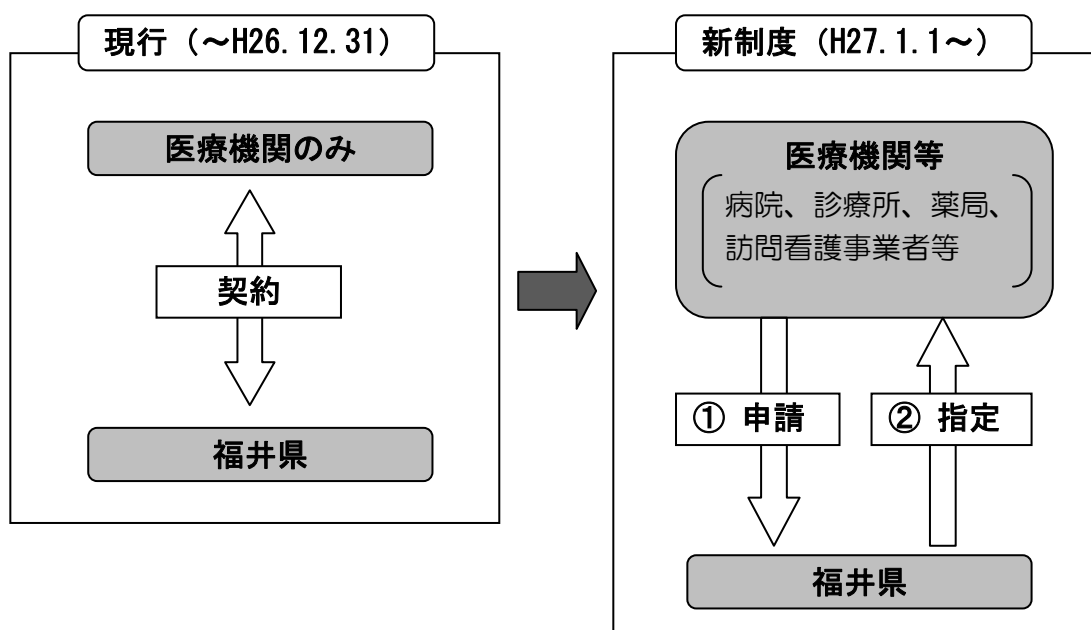


## 新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関等の申請手続きについて

- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- 新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要になります。
- 裏面に、申請手続きや指定医療機関としての要件および責務を記載しておりますので、御参照の上、必要な手続きを行ってくださいますようお願いいたします。



### 【お問合せ先】

福井県健康福祉部健康増進課 感染症・疾病対策グループ

TEL 0776-20-0352 FAX 0776-20-0643

## 指定医療機関の要件・責務

### 要件（法第14条）

- 以下の医療機関等であること。
  - ・ 保険医療機関
  - ・ 保険薬局
  - ・ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
  - ・ 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
  - ・ 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）
  
- 法第14条第2項で定める欠格要件に該当していないこと。
  - ① 申請者（役員等を含む。以下同じ。）が禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。
  - ② 申請者が、この法その他国民の保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。 等

### 責務（法第16条・第17条）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による。
- 指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。

## 指定医療機関の申請手続等

### 申請手続

「指定医療機関等指定申請書」（様式1）を下記提出先に提出してください。

### 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県健康福祉部健康増進課 感染症・疾病対策グループ

### 留意事項

- ・ 指定後、福井県から指定通知を送付します。
- ・ 指定を行った医療機関等の名称、所在地を福井県が公表（県健康増進課ホームページに掲載）します。
- ・ 申請内容に変更があった場合は、「難病医療費助成指定医療機関変更届出書」（様式2）を県健康増進課に提出してください。
- ・ 指定の有効期間は6年間です。指定の更新をする場合は、「難病医療費助成指定医療機関更新申請書」（様式3）により、更新の申請を行ってください。